

部分意匠の 類否判断

- ・ 意3条1項3号
- ・ 意3条92
- ・ 意9条1項・2項

「物・用・機・位・大・範・形」

にもいろんなバージョンがある。

<303の造る>

意匠審査基準 第五部 第1節 新規性
2.2.2 類否判断の手法
(2) 出願された意匠が物品等の部分について
意匠登録を受けおとすものである場合



vs



- (1) 物品は、ともに自転車で同一である。
- (2) 意匠登録を受けおとす部分にはハンドル部分であり、公知意匠にも含まれているので、用途、機能は同一である。
- (3) ハンドル部分の位置、形状、範囲については、同一でありふたつ範囲内である。
- (4) ハンドル部分の形状等は類似する。
以上より、両意匠は類似しており、出願に係る意匠は、3条1項3号で拒絶される。

テーブルコード

--	--	--

意匠審査基準 第四部 第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護(除外)

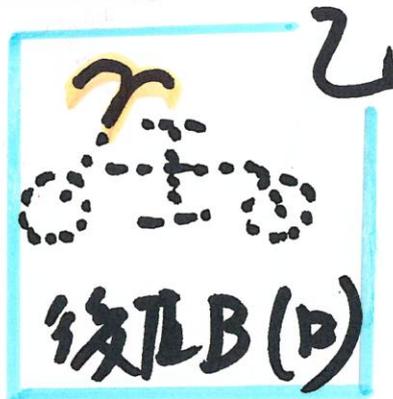
7.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断

<3条92>

先願の意匠であつたとしても、結果は同じ。



vs



- (1) 甲のBの目前にAが立っている。
- (2) B(10)における意匠全体を考へたとき、その部分であるハンドル部分は、A(1)と類似する。つまり、ハンドル部分の用途・機能は同一で、形状等は異なる。
- (3) 上記2. 先願A(1)が後願B(10)が立った後に意匠に報が派生したと、当該報に特許したA(1)の意匠全体の一部分と類似するB(10)があることは、3条92で拒絶される(17条13)

テープコード

--	--	--

<9条1項又1と2項>

意匠審査基準 第五部
第5章 先願

3.2 「物品等の部分」について
意匠登録を受けようとする
意匠」同士の類否判断



vs



(1) 物品は、ともに自転車である。

(2) A(イ)もB(ロ)も意匠登録を受けようとする部分は、ハンドル部分であり、用途・機能は同一である。

(3) ともに、ハンドル部分の位置は共に後部には、同一でありふれた範囲内である。

(4) ハンドル部分の形状等は類似する。

以上より、両意匠は類似するので、

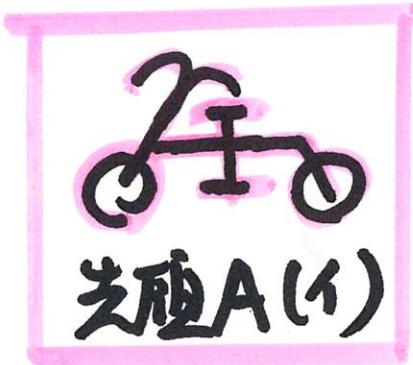
後願B(ロ)は、9条1項で拒絶される(17条13)。

テープコード

--	--	--

<9条1項又は2項>

意匠審査基準 第四部
第5章 先願
3.3 全体意匠と「物品等の部分



vs



について意匠登録を受けようとする意匠」との類否判断

- (1) 物品は、ともに自転車である。
- (2) A(イ)の用途・機能は自転車であるが、B(ロ)の用途・機能はハンドルであるから、両者の用途・機能は非類似である。
- (3) B(ロ)に係りハンドル部分の位置・大きさ・範囲はありふれている。
- (4) 自転車の形状等とハンドルの形状等は非類似である。

以上より、両意匠は、非類似ゆえ、

9条の適用はない。

1項

但し、3条1項3号又は3条の2の適用可能性は否定できない。

テープコード

--	--	--

第2章 新規性・創作非容易性

第1節 新規性

1. 概要

意匠法第3条第1項は、意匠登録出願前に日本国内又は外国において、公然知られた意匠（第1号）や、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（第2号）（以下、これらをまとめて「公知意匠」という。）に加え、これらの公知意匠に類似する意匠（第3号）についても、意匠登録を受けることができない旨を規定している。

意匠制度は、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とするものであることから、意匠登録の対象となる意匠は、新しい創作がなされたものでなければならない。同項は、この要件を客観的に認定するために設けられた規定である。

この節では、出願された意匠の新規性の判断について取り扱う。

2. 新規性の判断

2.1 新規性の判断の基礎となる考え方

審査官は、出願された意匠が新規性を有しているか否かを判断するにあたり、出願された意匠と公知意匠（注）とを対比し、その結果、両意匠が同一であると認められる場合は、出願された意匠が新規性を有していないと判断する。加えて、両意匠の間に差異点がある場合であっても、両意匠が類似すると認められる場合は、同様に、出願された意匠が新規性を有していないと判断する。

意匠が類似するか否かの判断（以下、「類否判断」という。）は、以下2.2「類否判断」に記載のとおり行う。

なお、新規性の判断の根拠とする資料については、本章第3節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」2.「判断の根拠とする資料」を参照されたい。

（注）刊行物に記載される等して公知となった物品等に係る意匠はもちろんのこと、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、新規性の判断の基礎とする資料として取り扱う。ま

た、意匠公報に掲載された物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても同様に、新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱う。

2.2 類否判断

以下に説明する意匠の類否判断の手法は、意匠審査における客観的な類否判断を担保するために必要な意匠的特徴、すなわち、意匠の美感を形成する要素の抽出方法と、その対比方法に関する基本的な考え方を示したものである。

2.2.1 判断主体

類否判断の判断主体は、需要者（取引者を含む）である。

新規性の判断における類否判断の判断主体については、意匠法の条文上規定がなされていない。しかしながら、登録意匠の範囲を規定する意匠法第24条第2項において、「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとする。」と規定されていることから、新規性の判断における類否判断の判断主体も、同様に需要者（取引者を含む）とする。また、同規定でいう「需要者」は、取引者を含む概念であることから、ここでは「需要者（取引者を含む）」としており、物品の取引、流通の実態に応じた適切な者とする。

類否判断は、人間の感覚的な部分によるところが大きいですが、その判断を行う際は、創作者の主観的な視点を排し、需要者（取引者を含む）が観察した場合の客観的な印象をもって判断する。

2.2.2 類否判断の手法

意匠は、物品等と形状等が一体不可分のものであるから、対比する両意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

したがって、審査官は、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合に限り、両意匠は類似すると判断する。

なお、物品、画像、建築物の各意匠の間においても、対比する両意匠が以下の全てに該当する場合は、両意匠は類似すると判断する。

- (1) 出願された意匠が物品等の全体について意匠登録を受けようとするものである場合
- ① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ② 出願された意匠と公知意匠の形状等が同一又は類似であること

なお、上記①及び②がいずれも同一の場合、両意匠は同一と判断する。

(2) 出願された意匠が物品等の部分について意匠登録を受けようとするものである場合

- ① 出願された意匠と公知意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ② 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の用途及び機能が同一又は類似であること
 - ③ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲とが、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
 - ④ 出願された意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分の形状等が同一又は類似であること
- (注) 「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は同一と判断する。

2.2.2.1 意匠の類否判断の観点

審査官は、次の(ア)から(キ)の観点により、類否判断を行う。

- (ア) 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
(→2.2.2.2 参照)
- (イ) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.3 参照)
- (ウ) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.4 参照)
- (エ) 対比する両意匠の形状等の認定 (→2.2.2.5 参照)
- (オ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の認定 (→2.2.2.5 参照)
- (カ) 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価 (→2.2.2.6 参照)
- (キ) 総合的な類否判断 (→2.2.2.7 参照)

第4章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

1. 概要

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部がほとんどそのまま後願の意匠として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠に何ら新しい意匠の創作が見受けられない場合は、意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。

ただし、先願の出願人と同一の出願人による意匠登録出願が、先願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前までに提出された場合は、この規定による拒絶理由にはあたらない（意匠法第3条の2ただし書）。また、当該同一人による意匠登録出願が関連意匠の意匠登録出願である場合も、この規定の適用の対象外となる（意匠法第10条第3項）（第Ⅴ部「関連意匠」3.6「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の規定の適用について」参照）。

この章では、審査の対象となっている意匠登録出願（以下、本章において「本願」という。）に係る先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外について取り扱う。

2. 意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報

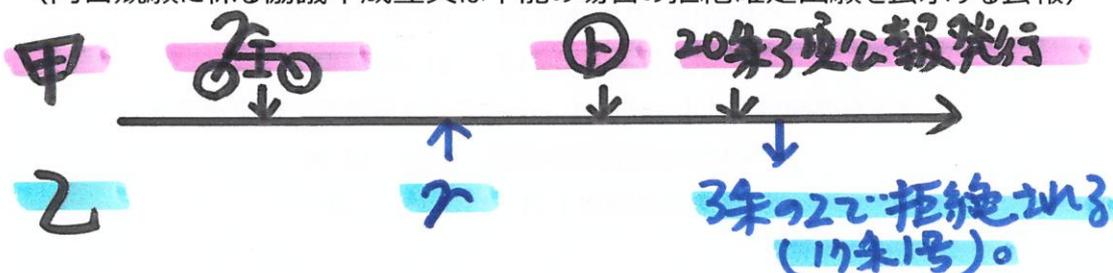
意匠法第3条の2本文の規定の適用の基礎となる意匠公報は、意匠法第3条の2の規定の適用の対象となる意匠登録出願の出願日前に意匠登録出願された意匠について、その対象となる意匠登録出願の出願後に発行された以下のいずれかの意匠公報である。

(1) 意匠法第20条第3項の規定に基づく意匠公報

(登録意匠公報)

(2) 意匠法第66条第3項の規定に基づく意匠公報

(同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報)



3. 願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠

意匠法第3条の2に規定する「意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠」とは、具体的に、意匠公報に掲載されたもののうち、先願の意匠登録出願人が創作した意匠、すなわち、先願の意匠登録出願人によって、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された意匠に係る物品等の形状等として開示された意匠（以下「先願に係る意匠として開示された意匠」という。）である。

よって、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図又はその他の参考図の中に記載されている先願に係る意匠として開示された意匠以外のものは、意匠法第3条の2の規定の適用の基礎となる資料とはしない。

これは、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図又はその他の参考図において、先願に係る意匠として開示された意匠以外の意匠について、要旨の変更とならない範囲において補正がなされた場合、先願に係る意匠として開示された意匠以外のものの記載の内容は、審査、審判又は再審に係属している間に変動する可能性があり、このような不安定なものに基づいて後願を排除することは後願の意匠登録出願人に不利益となること、又は先願に係る意匠として開示された意匠の理解を助けるためだけに説明的に加えられたものに創作の価値を認めて後願を排除することは意匠法第3条の2の規定の趣旨に反するためである。

4. 先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図

4.1 全体意匠の意匠登録出願の場合

立体的なものの場合は、意匠登録を受けようとする意匠を表す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図、又はそれらと置き換え可能な図（以下「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

平面的なものの場合は、表面図及び裏面図（以下立体的な意匠の場合と同様に「一組の図面」という。）が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

また、一組の図面だけでは意匠登録出願に係る意匠を十分表現できないときに加える、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他必要な図であって参考図ではないもの（以下「その他必要な図」という。）も、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

4.2 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合は、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等を表している一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

4.3 組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合

組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合は、組物の意匠又は内装の意匠を構成する物品等（以下「構成物品等」という。）に係る意匠についてのそれぞれの一組の図面、又は構成物品等を組み合わせた状態の一組の図面と、その他必要な図が、先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図となる。

5. 意匠の一部について

意匠の一部とは、先願に係る意匠として開示された意匠の外観の中に含まれた一つの閉じられた領域をいう。したがって、審査官は意匠の構成要素である形状、模様、色彩の一を観念的に分離したものについては、意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。例えば、先願に係る意匠として開示された意匠が、物品等の形状と模様の結合からなる意匠である場合には、その結合した状態の意匠全体における一部を指し、模様を除いた形状のみは意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

また、後願の意匠登録を受けようとする意匠が、先願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等の全体の形状等を表したものである場合は、後願の意匠は、先願の意匠の一部に該当するものとは取り扱わない。

6. 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形状等が開示されていること（先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の全体意匠の全体の形状等が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分に表されている場合を含む。）が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と後願の全体意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品等と後願の全体意匠の意匠に係る物品等が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部と、後願の全体意匠の意匠に係る物品等との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形状等が同一又は類似である場合、審査官は後願の全体意匠と先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の全体意匠に相当する一部とは類似するものと判断する。

7. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

7.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が開示されていることが必要である。ただし、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形状等が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合には、審査官は当該規定を適用することができる。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断において、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品等と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠に係る物品等が同一、類似又は非類似のいずれであるかは問わない。そして、先願に係る意匠として開示された意匠の中の、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する部分と、後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又

は類似であって、それぞれの形状等が同一又は類似である場合、審査官は先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠とは類似するものと判断する。

7.2 意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の例

意匠法第3条の2の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の事例については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」2.2.2.8「公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例」における事例1から事例6において、公知意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

8. 意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断

意匠法第3条の2本文の規定により意匠登録を受けることができない出願であっても、以下の要件をいずれも満たす場合は、同条ただし書の規定により、拒絶理由に該当しない。

8.1 意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること

意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であるか否かの判断は、当該適用の判断時、すなわち、査定の際又は拒絶理由通知書の送達時における、それぞれの願書の意匠登録出願人の記載に基づいて行う。したがって、当該適用の判断時以外の時における出願人の異同及び意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願に係る意匠権者との異同については、当該適用の判断において考慮しない。

なお、共同出願に係る場合における「同一の者」は、全ての出願人が一致することをいう。

8.2 第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。

なお、先願の意匠登録出願の出願人と関連意匠の意匠登録出願人が同一の者である場合は、本条の規定の適用の対象外となる（意匠法第10条第3項）（第Ⅴ部「関連意匠」

第5章 先願

1. 概要

意匠制度は、新たな意匠の創作に対し一定期間独占権を付与するものである。したがって、一の創作について二以上の権利の発生を認めるべきではない。

意匠法第9条は、そのような重複した権利を排除する趣旨から、同一又は類似の意匠について二以上の意匠登録出願があったときには、最先の一の意匠登録出願人のみが意匠登録を受けられる旨を規定したものである。

本条により、同一又は類似の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があったときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けられる(同条第1項)。

同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があったときは、出願人の協議によって定めた一の出願人のみが意匠登録を受けられる(同条第2項前段)。

協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれの出願人も、その意匠について意匠登録を受けられない(同条第2項後段)。

特許庁長官は、同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があったとき、出願人に対し、指定した期間内に協議をしてその結果を届け出るよう命じる(同条第4項)。

特許庁長官は、協議の結果の届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなすことができる(同条第5項)。

この章では、先願の要件に関する判断について取り扱う。

2. 先願の要件についての判断

2.1 先願の要件についての判断に係る基本的な考え方

審査官は、審査の対象となる意匠登録出願（以下、本章において「本願」という。）と、他の出願が、以下の全てに該当する場合、意匠法第9条が定める先願の規定の適用を行う。

- (1) 他の出願が以下の(i)及び(ii)のいずれにも該当するものであること
 - (i) 他の出願が本願に対して先願又は同日の出願であること（→5.から7.参照）

- (ii) 他の出願が先願として取り扱われる意匠登録出願であること
(→2.3 及び 2.4 参照)

- (2) 本願に係る意匠と他の出願に係る意匠とが同一又は類似するものであること
(→3.参照)

2.2 先願として取り扱われる意匠登録出願の種類

以下のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定の適用について先願の意匠登録出願と取り扱う。

- (1) 設定の登録がなされた意匠登録出願
- (2) 同日に出願された同一又は類似する意匠について、意匠法第9条第2項の規定に基づく協議が成立せず、又は協議をすることができずに、拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

2.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の種類

以下の(1)から(4)のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。

- (1) 放棄された意匠登録出願
- (2) 取り下げられた意匠登録出願 (注)
- (3) 却下された意匠登録出願
- (4) 拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願
ただし、2.2(2)の意匠登録出願を除く。

(注) 意匠法第60条の14第1項の規定により取り下げられたとみなされた意匠登録出願、すなわち、国際意匠登録出願であって、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第16条(1)(iv)の規定による国際登録に関する放棄若しくは同条(1)(v)の規定による限定がされたこと又は同協定第17条(2)の規定による国際登録の更新がされなかったこと(当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。)により、その基礎とした国際登録が消滅したものを含む。

2.4 意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願

意匠法第9条第1項又は第2項の規定は、全体意匠の意匠登録出願同士又は「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願同士に加え、全体意匠と「物

品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との間においても、その適用について判断する。

3. 類否判断

3.1 全体意匠同士の類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における全体意匠同士の類否判断は、公知意匠と全体意匠との類否判断と同様に行うため、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2「類否判断」を参照されたい。

なお、全体意匠の意匠登録出願において意匠法第9条第1項又は第2項の規定を適用する際には、それぞれの願書の記載及び願書に添付した図面等に、意匠登録を受けようとする意匠として表された意匠（注）について同一又は類似であるかを判断する。

（注）新規性の要件の判断においては、刊行物に記載されるなどして公知となった物品等に係る意匠に加えて、その物品等の中に含まれる、その物品等とは非類似の物品等に係る意匠（例えば部品に係る意匠）であっても、当該意匠自体の具体的な形状等を認識できるものについては、あわせて公知となったと考えられることから新規性の判断の基礎とする資料として取り扱うが、先願の要件の判断においては、このような他の意匠の中に含まれる意匠の間では、先願の規定の適用を行わないことから、判断の基礎とする資料として取り扱わない。

また、新規性の要件の判断においては、意匠公報に掲載された「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」において、意匠に係る物品等の具体的な形状等を識別できるものについても、同様に新規性等の判断の基礎とする資料として取り扱うが、先願の要件の判断においては、このような「その他の部分」との間では、先願の規定の適用を行わないことから、判断の基礎とする資料として取り扱わない。（第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.1「新規性の判断の基礎となる考え方」の（注）参照）

3.2 「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断において、審査官は、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士が以下の全てに該当する場合、両意匠は類似すると判断する。

- ① 本願の意匠と他の出願の意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、同一又は類似であること

- ② 本願の意匠と他の出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ③ 本願の意匠と他の出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
- ④ 本願の意匠と他の出願の意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、同一又は類似であること
(注)「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

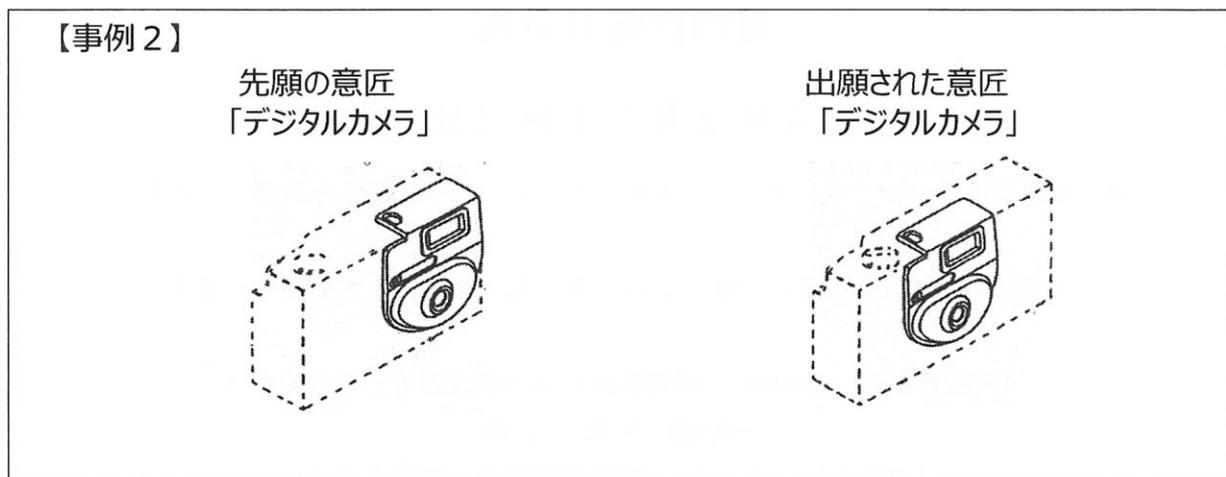
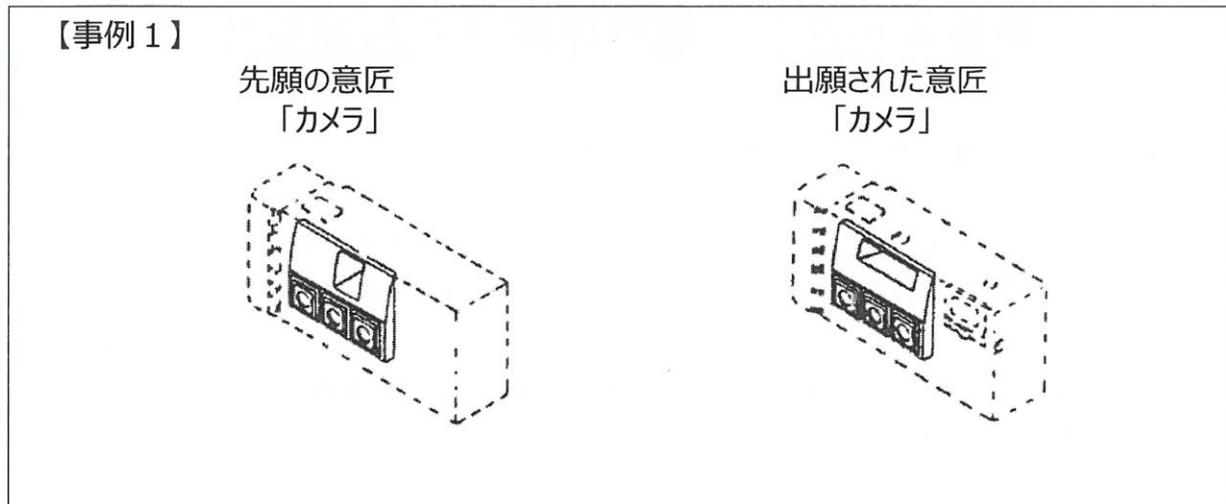
なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は同一と判断する。

3.2.1 「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断の観点

審査官は、次の（ア）から（キ）の観点により、類否判断を行う。なお、以下に記載した事項以外の点については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.2「類否判断の手法」に準じて判断を行う。

- （ア）対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
- （イ）「意匠登録を受けようとする部分」における用途及び機能の共通点及び差異点の認定
- （ウ）「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定
- （エ）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の認定
- （オ）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の認定
- （カ）「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の個別評価
- （キ）「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の総合的な類否判断

3.2.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

3.3 全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との類否判断

意匠法第9条第1項又は第2項の規定における全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との間の類否判断において、審査官は以下の全てに該当する場合、両意匠は類似すると判断する。

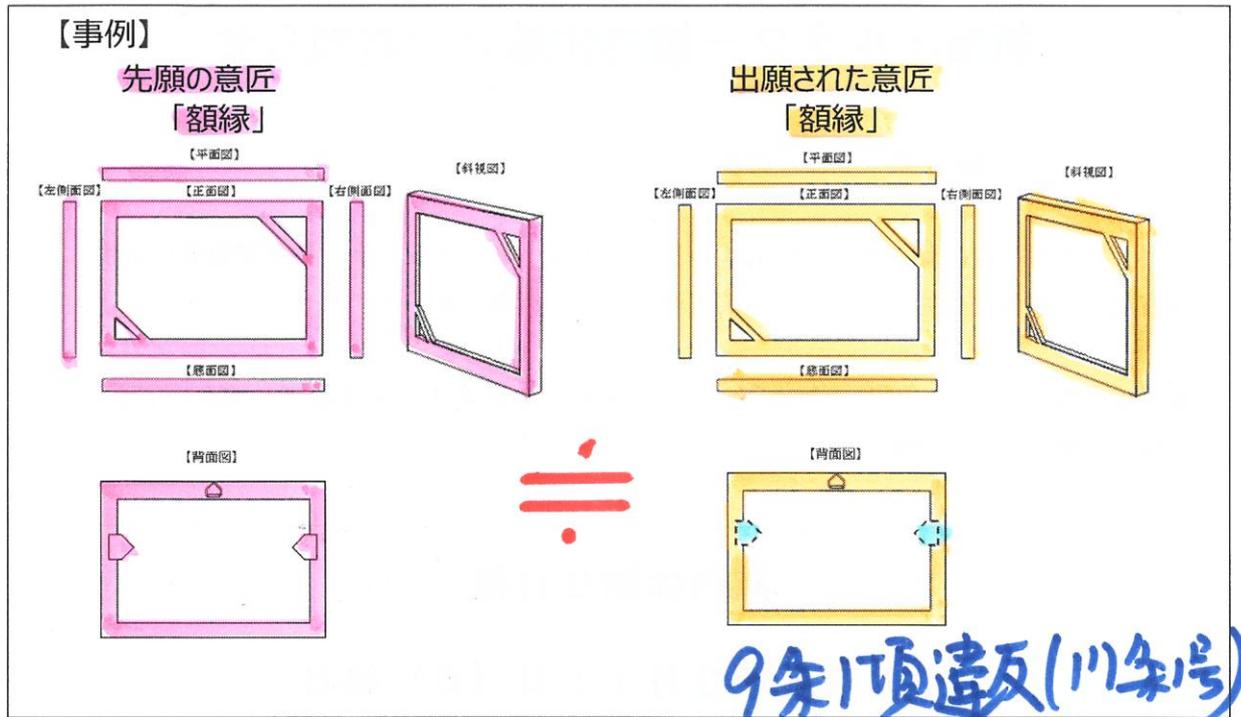
- ① 両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が、同一又は類似であること
 - ② 全体意匠の用途及び機能と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること
 - ③ 全体意匠の物品等の全体に対し、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲が当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること
 - ④ 全体意匠の形状等と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が、同一又は類似であること
- (注) 「その他の部分」の形状等のみについては対比の対象とはしない。

なお、上記①から④が全て同一の場合、両意匠は実質的に同一であると判断する。

3.3.1 全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の類否判断の観点
 審査官は、次の（ア）から（キ）の観点により、類否判断を行う。なお、以下に記載した事項以外の点については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」2.2.2「類否判断の手法」に準じて判断を行う。

- （ア）対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断
- （イ）全体意匠の用途及び機能と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能の共通点及び差異点の認定
- （ウ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形状等の中での位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定
- （エ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の認定
- （オ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の認定
- （カ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の「意匠登録を受けようとする部分」の形状等の共通点及び差異点の個別評価
- （キ）全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の総合的な類否判断

3.3.2 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る全体意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

4. 出願人及び出願日に関する取扱い

4.1 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願

同一の意匠について異なった日に二以上の意匠登録出願があった場合は、当該二以上の意匠登録出願は、意匠法第9条第1項の規定により、同一人による意匠登録出願であるか他人による意匠登録出願であるかにかかわらず、いずれの場合においても、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。